

## 大津市健康おおつ21（第2次計画）推進会議設置要綱

（設置）

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく健康増進計画として策定した健康おおつ21（第2次計画）の推進を図るため、健康おおつ21（第2次計画）推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調整及び協議等を行う。

- （1）健康おおつ21（第2次計画）の各種事業の推進に関する事。
- （2）健康おおつ21（第2次計画）の進捗管理に関する事。

（構成）

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市民団体から選出された者
- （3）医療の関係機関又は団体から選出された者
- （4）事業者団体から選出された者
- （5）関係行政機関から選出された者

（会議）

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議の進行のため、推進会議を構成する者のうちから座長を指名することができる。
- 3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、大津市健康保険部保健所保健総務課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。